

1 4A条解テキスト

「4A論文解法パターン講義 P26」では論文式問題を解くために必要な限度で参照し、
「4A条解講義 P27」では全体を網羅的に説明します。



初学者段階から本試験1分前まで使い倒せる、非常にコンパクトなテキスト！

どのテキストよりもコンパクトにできました！
その差一目瞭然!! これだけの教材で合格へ導きます！

論文対策で即戦力となる知識を中心に、短答合格に必要な知識まで完全網羅しました。
機能性と実践性と網羅性とを兼ね備えた、読みやすい条文単位のテキストです。

TAC/Wセミナー

これまでの受験指導

●条文

条文を掲載しながら、
類書の数分の一の薄さ
に収めました。何度もく
り返し回せます！

●要件・効果

憲法ですら、**知識を要
件・効果の形できっち
りと整理**しています。
ここまで徹底して全科
目を要件・効果の体系
で整理している教材
は、4A条解テキストだ
けです。

●解釈

解釈問題(論点)を条
文の文言に位置づけて
整理し、論文答案にそ
のまま書けるコンパク
トで実戦的な解釈(論
証)も示しています。

●判例

膨大な判例知識を、本
試験合格に必要な内容
に徹底的に絞って掲載
しています。判旨の重
要部分には下線を引い
てポイントを掴みやす
いようにしています。

●POINT

「4A」における判例
の「技」の使い方を
示しています。

第13条 □ □ □

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

前段(個人の尊重)

1 趣旨 憲法における究極目的である個人(尊重)主義を宣言した。

2 未成年者 =「尊重されるべき個人」として未成熟 **解釈**

→自己加害防止のためのパートナリズムに基づく規制(未成年者の人権の<対立利益>)

3 個人として尊「重」≤個人の尊「厳」(24条2項)

後段(幸福追求権～公共の福祉)

1 性質

(1)ア 包括性: 13条後段は、15条以下の全ての人権を含む。

イ 补充性: 15条以下で保障されなくても、13条後段で保障しうる。

→13条後段の検討は後回し。

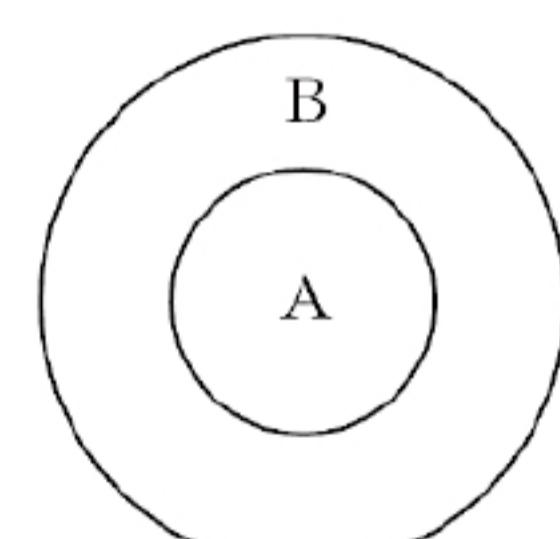
(2) 自己実現の価値はあるが、自己統治の価値は乏しい。

2 要件

(1) 「生命、自由及び幸福追求に対する」 **解釈**

→A: 人格的生存に不可欠な利益に限定(人格的利益説) ∵人権のインフレ化防止

→B: 全ての自由(一般的行為自由説) ∵個人の尊重(前段)、補充性(上記1(1)イ)



※Aに当たれば、Aを含むBにも当然当たるので、争いなし →解釈なしでもOK

※Aに当たらないときに、Bにより13条後段で保障しなければ、憲法上の問題に
することは難しい(補充性: 上記1(1)イ)。

→例外的に、両説おさえる必要あり。

判例

ア 包括的人格権

(ア) とらわれの聴衆事件 [最判昭63.12.20]

<事案> 市営地下鉄の列車内での商業宣伝放送につき、通勤客が差止・損害賠償を請求した。

<結論> 一般乗客にそれ程の嫌悪感を与えるものではないなどの事情の下では違法性がない。

《Point》 閉所で見たくないものを見ない・聞きたくないものを聞かない自由の法的構成。

→心の静穏を乱さない利益は、広義のプライバシー(伊藤補足意見)・人格権に含まれる。

→消極的情報受領権=情報受領しない権利(cf. 21条1項後段:2(2)ウ)とも構成できる。

条文から読み取れる
知識は、徹底的に、**条
文に基づいて説明**
しています。

「4A論文解法バ
ターン講義・テキスト」と
のリンクもバッチリ!

他の知識とのリンク・
相互関係も明示して
います。

知識そのものだけ
なく、論文・短答式試
験における実戦的な
知識の使い方も示し
ています。